**平成２２年（フ）第１２９０１号**
東京都練馬区北町３丁目22―３　第２コーポラス豊嶋105
破産者　石井　琢己
1　決定年月日　平成22年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１２９７４号**
東京都福生市大字熊川1005―１―101
破産者　小松田友子
1　決定年月日　平成22年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１２９９３号**
神奈川県川崎市川崎区藤崎１丁目25―４
破産者　岩渕　一啓
1　決定年月日　平成22年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１２９９８号**
東京都江東区東砂３丁目25―３
破産者　星野　舞美（旧姓下平）
1　決定年月日　平成22年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１３０１３号**
東京都新宿区下落合４丁目24―21
破産者　川口　幸一
1　決定年月日　平成22年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１３０４８号**
東京都台東区東上野６丁目４―９―501
破産者　矢作　幹三
1　決定年月日　平成22年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１３０４９号**
東京都八王子市四谷町613―５―311
破産者　三浦　　真
1　決定年月日　平成22年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１３０５３号**
東京都千代田区九段北１丁目５―５―209
破産者　堀本　　学
1　決定年月日　平成22年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１３０５４号**
千葉県四街道市千代田３丁目24―６
破産者　岩村義洋こと　金　　載義
1　決定年月日　平成22年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１３０５７号**
東京都西東京市栄町１丁目１―23　ホワイトハウス２番館205号
破産者　石川　真紀
1　決定年月日　平成22年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１３０６２号**
東京都世田谷区太子堂２丁目14―４　ＴＯＰ三軒茶屋第３―403
破産者　齋藤　　凡
1　決定年月日　平成22年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１３０６３号**
東京都武蔵村山市伊奈平４丁目58―401
破産者　梶田　良造
1　決定年月日　平成22年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１３１３５号**
東京都目黒区中根２丁目６―19―302
破産者　池上　　徹
1　決定年月日　平成22年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１３１５２号**
東京都品川区西大井３丁目14―５
破産者　上田　安弘
1　決定年月日　平成22年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１３１６２号**
埼玉県さいたま市南区白幡６丁目15―21―601
破産者　高橋　俊一
1　決定年月日　平成22年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１３１８２号**
東京都世田谷区船橋７丁目16―４―301
破産者　浅井　浩昭
1　決定年月日　平成22年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１３１８３号**
東京都世田谷区船橋７丁目16―４―301
破産者　浅井　安子
1　決定年月日　平成22年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１３１９２号**
東京都新宿区西早稲田３丁目31―11―306
破産者　青山　哲朗
1　決定年月日　平成22年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１５９号**
群馬県太田市市場町521番地２
破産者　有限会社アイタク不動産（旧商号有限会社関東ビジコン）
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

**平成２１年（フ）第１１５号**
埼玉県さいたま市見沼区深作２丁目４番15号
破産者　株式会社丸矢商会
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２１年（フ）第４２４号**
埼玉県鳩ヶ谷市桜町２丁目２番24号
破産者　株式会社小林精機
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第２５７号**
埼玉県熊谷市鎌倉町115番地
破産者　株式会社くらや薬局
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部